

相馬地域介護保険施設入所に係る診断書の運用

運用開始日	令和8年 3月 2日（月）（試用運用-令和8年 1月 21日（水）～）
適用	相馬地域入所施設の利用申し込み時及び入所時のみに使用するものとする
	・A4サイズ
記載項目 基本	・現在の疾病・経過・現症・既往/手術歴・使用中の薬剤・薬剤等
	・胸部X線検査・心電図検査・感染症等検査
	・胸部X線検査・心電図検査は、所見がなければ（無）のみ記入
	・胸部X線にて結核の疑いについて所見がなければ（無）のみ記入
	・薬剤に関しては記載に替えて処方箋又はお薬手帳の写しの添付可
	・感染症 梅毒に関しては〔 〕内に検査方法を記入
	（留意事項）
	・体重は、入所施設において「栄養アセスメント」加算時の初期データとして必須である
	・障がい高齢者の日常生活自立度/認知症高齢者の日常生活自立度は「認知症対応型施設」において入居基準の確認項目として不可欠である
記載項目 任意検査	・臨床血液検査及び便潜血検査項目を挿入
	・臨床血液検査項目に関し医療機関において「過去3か月以内のデータは使用可」とする
	・任意検査記入時は、検査施行日を記入する
	・施設は、任意検査必要時、対応医療機関に文書等で通知依頼する
医師の意見	・施設利用の可否や留意点・特記事項を記入
有効期間	・原則 記載日より 3か月を有効とする
医療機関受診時	・本人及びご家族より診断書提出先の施設名を伝達
	・施設側からも対応医療機関に依頼文書等で通知する
複数枚必要時	・本人及びご家族より医療機関受診時に提出先の複数の施設名を伝達
	・施設側からも、対応医療機関に依頼文書等で通知する
原本の複写	・禁じる 但し、有効期間内であれば医療機関に再発行の依頼は可能
再発行	・身体変化なく有効期間3か月内であれば対応可能
	但し、有効期間は原本作成時より換算した期間とする
	・作成費用は発生する
	・医療機関対応者として原則本人及びご家族とする
	但し、本人及びご家族から同意を得た居宅ケアマネジャー・施設ケアマネジャー・支援相談員・生活相談員等も対応可能とする
作成費用	・対応医療機関に準ずる
様式データ	・関係機関に相馬郡医師会 及び 相馬郡在宅医療・介護連携支援センターより送付
HP対応	・診断書様式・運用についてまるっとHPにダウンロード書式として掲載
取扱い注意事項	取扱いにあたっては、個人情報保護に十分注意する事とする